

会員各位

平素より当学会の事業にご協力いただきましてありがとうございます。
また、日々感染対策等にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、1月7日に1都3県に対して緊急事態宣言が発出されましたが、
以下のとおり、厚労省より各団体へ事務連絡が発出されましたので、
取り急ぎ会員の皆様へ回送いたします。

なお、全国健康保険協会および健康保険組合連合会等にもこの緊急事態宣言を踏まえて
新たな通知等を発出する予定はないと確認しております。

厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室からの連絡

地方厚生（支）局
国民健康保険中央会
社会保険診療報酬支払基金
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
結核予防会
全日本病院協会
日本総合健診医学会
日本人間ドック学会
日本病院会
予防医学事業中央会
日本看護協会
共済組合所管課（室）
御中

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
の1都3県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出
されました。

緊急事態宣言下における各種健診等の取扱いについては、令和2年5月26日付け通知
「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等に
おける対応について」の「第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域に
おける各種健診等の実施について」にお示ししておりますので、これを踏まえ適切に対応
いただくようお願いします。

なお、本通知における「集団で実施するもの」に該当するか否かは、
本通知の別紙2のQ&Aにあるように「三つの密」が生じる環境かどうかという
観点で判断いただくようお願いいたします。

また、実施の判断にあたって、がん検診の必要性については、「がん予防重点健康教育及び
がん検診実施のための指針」

に基づく検診が、がんによる死亡率を減少させる効果があること、肝炎ウイルス検診につい
ては、

「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」において、できる限り早期に受検するとともに、
検査結果に応じた受診等の行動につながるようにす
ることが重要とされていることに御留意くださいますようお願いいたします。

ご参考（令和2年5月26日付け通知）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等に
おける対応について

<http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M575034&c=181830&d=dfd7>

○別記関係団体

<http://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M575035&c=181830&d=dfd7>

また、すでにご案内しておりますが、
以下の感染防止対策実施施設のポスター配布、リスト化について
未登録の会員施設様におかれましては引き続きご検討の程
よろしく願いいたします。

健診における「新型コロナウイルス感染防止対策実施施設」

ポスター配布・リスト化 のご案内

2020年10月30日～2021年3月31日予定

<https://www.ningen-dock.jp/covid19poster/>

◆配信元：公益社団法人 日本人間ドック学会

〒102-0075

東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザ1階

Tel：03-3265-0079 Fax：03-3265-0083

E-mail info@ningen-dock.jp